

議案第35号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年5月20日提出

宇治市長 山本 正

(提案理由)

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により、承認を求めるため提案するものであります。

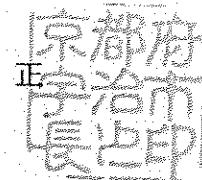
専 決 处 分 書

専決第2号

宇治市市税条例の一部を改正する条例を制定するについて、地方自治法
第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月29日

宇治市長 山 本



宇治市条例第 号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例（昭和 51 年宇治市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 43 年度」を「平成 45 年度」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項）」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項）」に改め、同条中第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附則第 8 条の 2 中「、第 17 項」を削り、「、第 20 項」を「、第 19 項」に、「、第 23 項」を「、第 22 項」に、「、第 26 項、第 31 項、第 39 項、第 42 項、第 43 項若しくは第 44 項」を「、第 25 項、第 27 項、第 32 項、第 40 項若しくは第 43 項から第 45 項まで」に改める。

附則第 8 条の 3 第 5 項中「附則第 15 条第 18 項」を「附則第 15 条第 19 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ハ」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」に改め、同条第

16項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第17項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第18項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第19項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改め、同条第20項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第8条の4第6項各号列記以外の部分中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項各号列記以外の部分中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第21条の2第1項の表以外の部分中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条中第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号」を「附則第30条第2項第1号」に、「、第2項」を「、次」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第21条の2中第5項を第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「に対する」を「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に対する」に、「、第3項」を「、次」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第21条の2中第6項を第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に、「、第4項」を「、次」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第21条の2中第7項を第4項とする。

附則第21条の3第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の宇治市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度

分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。